

ID: 1155

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	転出区分所有者居住安定計画の変更認定		
法令名 根拠条項	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第115条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第115条の規定による。 (転出区分所有者居住安定計画の変更等)</p> <p>第115条 第112条第1項の認定を受けた者(以下「認定建替実施者」という。)は、認定転出区分所有者居住安定計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 第112条第2項から第7項まで及び前2条の規定は、前項の場合について準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日